

壱岐市農業委員会定例会（平成29年6月）

議事録

1. 開催日時 平成29年6月23日（金） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 なし
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ・委員 ・番 ・委員
 - 第2. 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第32号 非農地証明願について
議案第33号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
議案第34号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
議案第35号 平成29年度農用地地用集積計画について（第2回）

7. その他

開会（午前9:00）

事務局 皆さん、お早うございます。それでは、定刻になりましたので、只今から平成29年6月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名中19名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、座らせて頂きます。これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただきます。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すこと等を目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買、贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、全部効率利用要件、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、農作業常時従事要件、取得側が年間150日以上従事していること。下限面積要件、取得後の面積が50アール以上かどうか。地域との調和要件、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

21番 地目につきましては、現況地目を読み上げます。土地の所在

郷ノ浦町有安触字田ノ頭	田	1, 204㎡
同じく	畑	397㎡
郷ノ浦町有安触字立石	畑	76㎡
同じく	田	40㎡
同じく	田	775㎡
同じく	田	2, 534㎡
同じく	畑	466㎡
田が4筆で4, 553㎡、畑が3筆で939㎡、計7筆の5, 492㎡		
譲渡人、		
譲受人、		

経営地は田が2, 593㎡ 畑が1, 711㎡ 計4, 304㎡です。

申請理由、譲渡人、島外に居住し管理できないため、贈与する。

譲受人、受贈し、耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻、大豆・麦です。農機具はトラクター、耕運機、田植機、ハーベスター、コンバイン、軽トラックです。農作業暦は本人67年、別世帯であります。通作距離は500mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで耕作放棄状態であり麦、大豆、ソバを

作付ける予定であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月19日に・・・委員さんと譲り受け人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 非常に譲受人の方は高齢でございますけれども、譲渡人の・・・さんが1人者であるという事と知人がいなくて、この人だけが知り合いという事で・・・さんに譲り渡したというような関係でございます。・・・さんに於かれましては、若い後継者が夫婦でおりまして、今後、農業に対してもやる意欲があるようでございますので、影響ないというふうに思っております。以上ご審議の程お願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第30号21番は決定いたします。次の22番につきましては、・・・委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願い致します。

----- (・・・委員退席) -----

22番の説明を求めます。

事務局 はい、22番 土地の所在、
郷ノ浦町志原南触字須五六・・・・・・ 畑 1, 102㎡
譲渡人、・・・・・・
譲受人、・・・・・・

経営地は田が2, 618㎡ 畑が9, 998㎡ 計12, 616㎡です。

申請理由、譲渡人、譲渡人の要望により売却する。

譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、タイヤショベル、ロールベラー、ダンプ、軽トラです。農作業暦は本人39年、妻32年です。通作距離は300mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで飼料を作付けてあり、購入後も引き続き飼料を作付ける予定であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら関連委員。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 ・・・です。本来ならば・・・委員さんの担当地区であります。議事参与の制限により・・・委員さんが退席をされておりますので、代わりまして補足説明をいたします。19日に事務局と・・・さん立ち会いの下、現地を確認いたしました。3月の審議の時にも申し上げましたように、・・・さんは株式会社にて沢山の牛を飼っておられます。粗飼料の確保が大変問題な所で、今回の場合も地主さんからの要望で売買が成立したようですので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、22番も決定いたします。

----- (・・・委員入席) -----

続きまして23番の説明を求めます。

事務局 はい、23番 土地の所在、

芦辺町諸吉東触字瀬津・・・・・・・・畑 2, 861㎡

芦辺町諸吉本村触字栗ノ坂・・・・・・・・畑 535㎡

計 2筆で3, 396㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が37, 267㎡ 畑が29, 658㎡ 計66, 925㎡です。

申請理由、譲渡人、譲渡人の要望により売却する。譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻、飼料です。農機具は、トラクター、田植機、ロールベアラ、軽トラックです。稲刈は委託をされてあります。農作業暦は本人が20年、妻5年、父60年、母46年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで飼料を作付けてあり、購入後も引き続き飼料を作付ける予定であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。事務局からの説明のとおり19日に譲受人の・・・さん立ち会いのもと、現地を確認いたしました。現在、認定農業者である・・・さんが、飼料を作付けられております。購入後も飼料を作付ける計画であり、問題はないと思います。皆さん方のご審議をお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第30号23番も決定いたします。続きまして議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。8番の説明を求めます。

事務局 議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

8番 土地の所在

郷ノ浦町有安触字牧ノ口・・・・・・・・ 畑 217㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 両親と2世帯同居のため、父より申請地を譲り受け、自己の住宅を新築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域除外は昨年10月25日に県の同意を得て完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。6月19日に・・・委員さんと譲渡人、譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 今回の事務局の説明のとおりでございますけれども、譲受人は、今JAに勤めておられて、何ら支障はないというふうに考えております。以上です。よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第3

1号8番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第32号「非農地証明願について」を議題といたします。4番の説明を求めます。

事務局 議案第32号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

4番 土地の所在

郷ノ浦町釘山触字一本松・・・・・・ 台帳地目 畑

現況地目 宅地 面積 126㎡

転用目的 住宅用地

申請人、・・・・・・

申請理由 昭和57年頃に畑地目とは知らずに宅地の一部（駐車場）として利用し現在に至っている。というものです。位置図、写真は8頁から9頁です。6月21日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら関連委員。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。事務局の説明の通り、21日に申請人の・・さん立ち会いのもと、現地を確認いたしました。

申請地は、昭和57年頃に郷ノ浦町釘山触・・・・・・の宅地地目に車庫を建築した折に駐車場として35年間利用しているという事でありました。

皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、4番は決定いたします。続きまして5番の説明を求めます。

事務局 5番 土地の所在

芦辺町箱崎釘ノ尾触字女岳・・・・・・ 台帳地目 畑

現況地目 宅地 面積 85㎡ 転用目的 住宅用地

同じく・・・・・・ 台帳地目 畑

現況地目 宅地 面積 92㎡ 転用目的 住宅用地

申請人、・・・・・・

申請理由 平成9年6月頃に畑地目と知らずに風呂及び農業用倉庫を建設し現在に至っている。というものです。位置図、写真は10頁から11頁です。6月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 今、事務局の説明の通り19日の11時より申請人の・・さん立ち会

いの下、現地を確認いたしました。近くに高い女岳山がありまして、その土地に水がよく湧き出ておったそうでございます。その関係上、雑草が生い茂って、畑地とは分からずに、申請人が親から頂いた時にその後どうしても農業用倉庫、風呂場が必要となった為に畑地番とは知らずに作ったという事でございます。そのような状況でございますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32号の5番も決定いたします。続きまして、6番の説明を求めます。

事務局 6番 土地の所在
石田町石田西触字西間・・・・・・・・ 台帳地目 畑
現況地目 雑種地 面積 336㎡
転用目的 雑種地
申請人、・・・・・・・・

申請理由 平成20年7月に農地法第4条で住宅用地としての許可を得ましたが、雑種地として利用し現在に至っている。というものです。位置図、写真は12頁から13頁です。6月19日に・・委員さんと申請人の弟さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。今、事務局から説明がありました通りです。弟さんの方と立ち会いが終わったから話をしまして、借家を建てて貸し出すという計画だったんですけど、今現在建てずにそのままになっているようですので、今あるところが建設用地みたいな感じになっておりますが、桜の木が5、6本植わっているだけで、周りにも影響はないかと思っておりますので、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32号の6番も決定いたします。続きまして、議案第33号 「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、14頁をお願いします。

議案第33号 「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

8番 土地の所在、
郷ノ浦町坪触字雲林・・・・・・ 畑 360㎡
除外目的、住宅用地
申請人、・・・・・・

申請理由、申請地に次男の居宅を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。6月19日に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。事務局の説明のとおり19日に事務局と現地を確認しました。道路沿いの細長い農地で竹藪となっておりますが、今は竹を切っております。この申請地に子供さんの住宅を建設したいという事ですので、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33号の8番は、意見を付して回答いたします。続きまして、議案第34号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。4番の説明を求めます。

事務局 はい、議案第34号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

4番 土地の所在、
芦辺町中野郷本村触字小葉・・・・・・ 畑 1,128㎡
変更の内容、農業用施設用地
申請人、・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は19頁から21頁です。6月19日に・・委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当委員の・・です。今、事務局が申した通りでございますが、・・さん

夫婦自体はかなり高齢でございます。今までメロン中心にやっておられましたけれど出荷が出来ないという事で、後は若手夫婦がおりますので、今、現在牛舎がありますが、同規模の牛舎を作って増頭したいという計画をしているようでございます。皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第34号の4番は意見を付して回答いたします。続きまして、議案第35号「平成29年度農用地利用集積計画の承認について(第2回)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第35号「平成29年度農用地利用集積計画の承認について」、今年度2回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は58件、借手が41人、貸手が58人です。田が119筆で122,704㎡、畑が30筆で41,710㎡、合計が149筆の164,414㎡です。

この件につきましては、担当地区の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回この一連について、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、23頁から27頁に掲載しております。よろしくお願いいいたします。

議長

はい、以上の説明でございますけど、皆様方の署名、押印を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第13号も決定いたします。

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。